

個人線量計の装着は、法律で定められた義務です

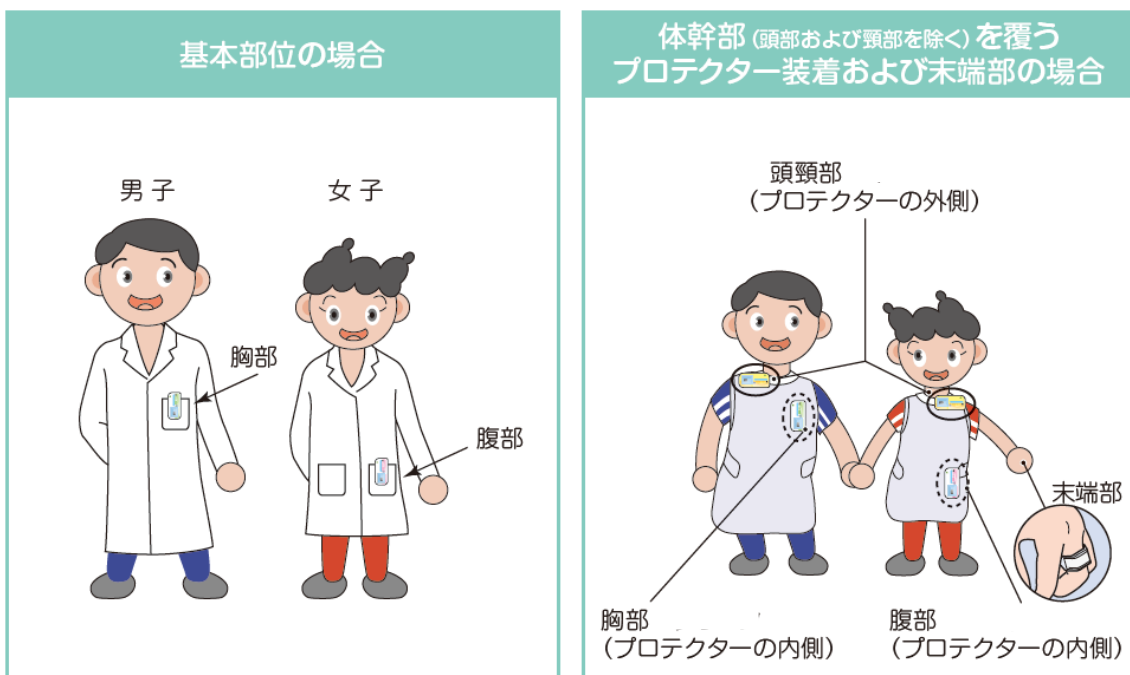
(電離放射線障害防止規則 8条・医療法施行規則 第30条の18)

個人線量計は、鉛防護衣の内側と外側の計2個を装着します(図)

内側:女性は腹部・男性は胸部

男性及び妊娠する可能性がないと診断された者、および妊娠する意思のない旨を病院または診療所の管理者に書面で申し出た女性の場合:胸部に装着

外側:頭頸部(水晶体の被ばく線量をモニターするため)



(千代田テクノル説明書より、許可を得て引用)